

「令和7年度こどもの権利擁護環境整備事業」企画提案募集要領

1 目的

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「こどもの権利環境整備事業」（以下「本業務」という。）に係る委託事業者の選定に当たり、本要領に基づき企画提案を募集する。

2 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託料の上限

7,029千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、法人又は団体であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 権利擁護に取り組んだ実績がある者又は提案時点で取り組んでいる者であること。
- (2) 宮崎県内に主たる事務所又は活動拠点を有しており、本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより告示

7 スケジュール（予定）

- (1) 公告 令和7年4月 7日（月）
- (2) 質問等の締切 令和7年4月25日（金）午後5時
- (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 令和7年4月25日（金）午後5時

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和 7 年 5 月 2 日 (金) 午後 5 時 |
| (5) 書面審査 | 令和 7 年 5 月 7 日 (水) から 5 月 14 日 (水) まで |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 7 年 5 月 16 日 (金) 午後 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申し込み

企画提案競技に参加を希望する者は、参加申込書（様式 5）を提出すること。

① 提出先

下記 10 のとおり

② 提出期限

令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午後 5 時

③ 提出方法

電子メールまたはファックス

(2) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

業務仕様書及び下記(5)審査項目を踏まえ、コンセプトや具体的な実施内容、業務への取組方法など、提案する内容とそれに付随する事項を盛り込んで作成すること。

なお、次の項目については、必ず盛り込むこと。

ア 業務の実施方針

イ 実施体制

- ・統括責任者、意見表明等支援員の配置体制等
- ・統括責任者の氏名、担当業務、本業務に関連する経験年数、所得資格名称等

ウ 類似または関連業務の実績

過去 5 年以内に実施した代表的な事業の内容

エ 個人情報及びこどものプライバシー保護の対策

- ・業務の実施環境を含む、具体的な取り組み状況
- ・故意による情報漏洩に限らず、不注意による紛失や漏洩、不正アクセス等を防止するための対策

オ その他

- ・こどもの年齢や発達段階、特徴に応じた本事業の説明方法
- ・こどもの意見形成・意見表明に結びつけるための具体的な手段
- ・児童相談所や施設職員等に対する本事業の説明方法
- ・効果的に業務を実施するための提案がある場合は記載すること

② 提出書類

ア 応募書（様式 1）

イ 企画提案書

ウ 団体等に関する調書（様式 2）

エ 見積書（事業経費内訳書）（様式 3）

オ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式 4）

カ 定款、規約等

キ 団体の概要がわかる資料

ク 直近の事業年度の実績報告書及び収支決算書

ケ 類似業務の請負実績がある場合は、その実績が分かる資料

※ 本業務において必要と考えられる主な経費は下記のとおりである。

- ・雇用に係る人件費、社会保険料等

- ・上記職員の活動に要する旅費等の経費
- ・関係機関に係る情報収集と連携体制の構築、会議への出席に要する経費
- ・業務に要する通信運搬費及びリース料（パソコン、コピー機、プリンター等）
- ・その他業務の履行に要する経費

③ 提出先

下記 10 のとおり

④ 提出期限

令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時

⑤ 提出方法

持参又は郵送

⑥ 留意事項

ア 提案書等は 1 団体につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 企画提案に係る提出書類は、A 4 版で作成のうえ、正本 1 部及び副本 5 部を提出すること。原則として、用紙は横書きとするが、添付書類、図表その他の資料でこれによることができない場合は、この限りではない。なお、提出書類は、左端を仮綴じし、様式 1 から提出する書類全てに通し番号でページを付すものとする。

ウ 虚偽の記載をした提案書等は無効とする。

エ 委託料の上限を超える提案書等（見積金額に限らず、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算内訳の合計に 100 分の 110 を乗じて得た金額が上限を超える場合も含む。）は無効とする。

オ 参加資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

カ 提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。

(3) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

(4) 質問等

① 提出先

下記 10 のとおり

② 提出期限

令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時

③ 提出方法

電子メール

④ 留意事項

様式は自由とし、軽微なものを除き、参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目及び配点

① 社会的養護、こどもの権利擁護に係る制度や現状等に関する理解があり、事業の趣旨を理解した提案となっているか。〔20点〕

② こどもの権利擁護に関する専門的知見・技能を有し、それを活かした提案となっているか。〔25点〕

③ 事業を確実に運営することができる十分な人員、体制が整っているか。配置す

る職員は、有資格者、児童福祉事業の実務経験年数を有する等豊富な経験を有しているか。〔10点〕

④ 意見表明等支援員の確保・育成に関して、適切な方法、体制が整っているか。〔10点〕

⑤ 児童相談所、児童福祉施設、その他関係機関との連携及び支援体制が整っているか。〔15点〕

⑥ 個人情報やこどものプライバシーに配慮した環境が整っているか。〔10点〕

⑦ 必要な経費が適切に積算されているか。〔5点〕

⑧ 提案価格に優位性はあるか。 $((1 - \text{提案金額} / \text{契約上限額}) \times \text{配点})$ 〔5点〕

(6) 審査の通知

令和7年5月16日（金）午後以降、採択・不採択にかかわらず通知する。

9 契約方法

(1) 契約締結の手続きについて

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は、契約の相手方が提出した提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、第1項に準じて契約を行う。

(4) 委託料の支払いについて

概算払として支払う。

10 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課児童支援担当

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁防災拠点庁舎5階

電話 0985-26-7570（直通）

メール kodomo-katei@pref.miyazaki.lg.jp